

## 「令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金（3次公募）の受付開始について」

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

本補助金は、事業承継・引継ぎ補助金（経営革新）、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）、事業承継・引継ぎ補助金（廃業・再チャレンジ）の3種類の補助金から構成されています。さらに、事業承継・引継ぎ補助金（経営革新）には、創業支援型、経営者交代型、M&A型の3種類、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）には、買い手支援型と売り手支援型の2種類があります。

事業承継を契機として、後継者が主体となり新しい事業に取り組む際に活用しやすい補助金となっておりますので、ご興味がある方は申請をご検討ください。

### ●申請条件（経営革新）

#### ・創業支援型

- ① 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。
- ② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。

#### ・経営者交代型

- ① 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- ② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- ③ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。

#### ・M&A型

- ① 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- ② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- ③ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

●補助金概要

	類型	対象となる経費	補助率	補助上限
【経営革新】	創業支援型	人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費	補助対象経費の2/3以内 ※補助額の内400万円超～600万円の部分の補助率は1/2	600万円以内 ※生産性向上要件を満たさない場合は400万円以内 ※廃業費用に関連する上乗せ額は150万円以内
	経営者交代型			
	M&A型			
【専門家活用】	買手支援型	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費（廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用）等	補助対象経費の2/3以内	600万円以内 ※詳細は公募要領をご覧ください
	売手支援型			
【廃業・再チャレンジ】	廃業・再チャレンジ型	廃業費（廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用）	補助対象経費の2/3以内	150万円以内

●申請スケジュール

申請締切：2022年11月24日

交付決定：2022年12月下旬

補助事業期間：2023年7月31日まで

※申請するにあたり「Jgrants」を活用した電子申請となるため、「gBizID プライム」アカウントを取得する必要があります。

●お問合せ先

事業承継・引継ぎ補助金事務局

【経営革新】TEL：050-3615-9053

【専門家活用/廃業・再チャレンジ】TEL：050-3615-9043

受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日を除く）

●参考資料

- ・事業承継・引継ぎ補助金ホームページ

<https://jsh.go.jp/r3h/>